

年金定期〈寿〉

平成30年1月4日現在

1. 商品名（愛称）	・ 自由金利型定期預金（M型）（愛称：年金定期〈寿〉）												
2. 販売対象	・ 当金庫に公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）の受取口座を指定している個人 なお、新たに当金庫に公的年金の受取を開始する方も利用できます。												
3. 期間	・ 1年												
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 自動継続（元金継続）のお取扱いとなります。当金庫に引き続き公的年金のお受け取り口座を指定している方に限り、満期日に同じお預け入れ期間で継続します。 ・ 100円以上 ただし、1人100万円以内 なお、預入は、1人1店舗に限られ、かつ年金受取口座のある店舗のみとなります。 ・ 1円単位												
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 スーパー定期1年ものの店頭表示の利率に0.10%上乗せした利率を満期日まで適用します。ただし、年金定期〈寿〉のお取扱いを中止した場合の適用金利は、継続日におけるスーパー定期1年ものの店頭表示金利とします。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算												
7. 税金	・ 平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優の場合は除きます）												
8. 手数料	—————												
9. 付加できる 特約事項	・ マル優の取扱いができます。												
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 <table border="1" data-bbox="352 1249 916 1406"> <thead> <tr> <th colspan="2">約定期間</th> <th>1年もの</th> </tr> <tr> <th>預入期間</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td colspan="2">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td colspan="2">約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table> (注) 小数点第4位以下切り捨て	約定期間		1年もの	預入期間			6カ月未満	解約日の普通預金利率		6カ月以上1年未満	約定利率×50%	
約定期間		1年もの											
預入期間													
6カ月未満	解約日の普通預金利率												
6カ月以上1年未満	約定利率×50%												
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。												
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0278-23-4511）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センター、群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。												
13. その他 参考となる事項	・ 満期日以降は、自動継続（元金継続）され、当金庫に引き続きお受け取り口座を指定している方に限り、同じお預け入れ期間で自動的に継続します。（期間中にお受取口座の指定が他行へ変更となった場合、満期日以降は継続されません） 継続後の適用金利は、継続日における店頭表示金利に年0.10%上乗せした金利とします。（上乗せ利率は、金利情勢等により随時見直しまたは中止する場合があります） 指定口座変更により継続とならなかった場合の満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 「総合口座」の担保とすることはできません。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の預金等がある場合には、それらの元本を合計して預金者1人あたり1,000万円までとその利息等が保護されます）												